

大分あったか・はーと駐車場利用証制度 ～協力施設登録のお願い～

大分県では、年齢や障がいの有無等に関わらず、県民誰もが自由に行動し、社会参加することができる福祉のまちづくりを目指し、様々な施策に取り組んでいます。

「大分あったか・はーと駐車場利用証制度」は、車いす使用者など、**駐車場利用に配慮が必要な方のために設置する駐車スペースの適正な利用を推進する制度**です。

事業者の皆様には、本制度の趣旨をご理解いただき、「大分あったか・はーと駐車場」の設置にご協力をお願いいたします。



「大分あったか・はーと駐車場」の設置例



大分県ユニバーサルデザインシンボルマーク

あったか・はーと駐車場利用証とは

下記の方のうち、県が定める障がい等級、介護区分、妊娠月数などの基準を満たしている方に「利用証」を交付します。



○利用証

【緑】障がい者・難病患者・要介護高齢者等
【赤】常時車いす使用者用
【橙】妊産婦・けが人等（期限付き利用証）

○駐車場の利用方法（利用証の掲示）

◆県外からの来客について（「利用証」の全国相互利用）

「大分あったか・はーと駐車場利用証制度」と同様の制度を導入している都道府県で交付された利用証についても、「大分あったか・はーと駐車場」を利用する時に使用することができます。

あったか・はーと駐車場を設置する際の手続き

1. 「大分あったか・はーと駐車場」を設置する区画の検討

①対象駐車区画の検討

来客者用の駐車区画の中から、「大分あったか・はーと駐車場」を設置する区画を決定。

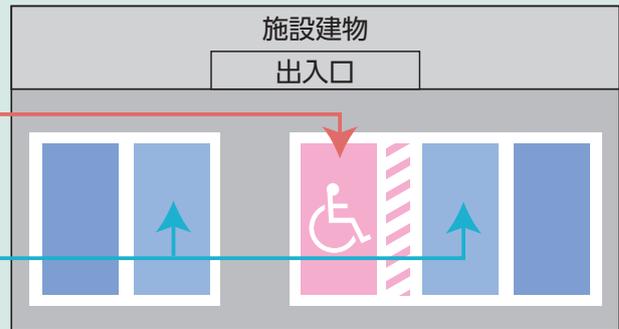
大分あったか・はーと駐車場とすることができる駐車区画

「車いす使用者用駐車施設」に加え、施設の出入口に近い位置にある一般の駐車区画（本制度において「プラスワン区画」と呼びます）も「大分あったか・はーと駐車場」とすることが可能です。

区画設定の例

①車いす使用者用駐車施設

②プラスワン区画
(施設の出入口に近い位置にある一般の駐車区画)



②表示方法の検討

対象駐車区画には、「大分あったか・はーと駐車場」の対象区画である旨を表示する必要があります。表示用の物品については県から無償で配布しますので、表示方法及び配布物品の必要数について、検討をお願いします。

県から配布可能な表示用の物品



看板
(コーンカバー)



ステッカー
(A2またはA3サイズ)

表示の例

駐車区画の近くに
看板を設置

路面の車いすマーク
をそのまま利用

車いす使用者用駐車施設

プラスワン区画

看板の設置が困難な場合は、壁面やお手持ちの物品（立て看板など）にステッカーを貼り付けるなど、何らかの方法で表示してください。

※看板を設置する場合は、看板が倒れたり、車が衝突したりすることのないよう、安全な場所に設置をお願いします。そのようなトラブルに関しては、県として責任を負いかねますのでご了承ください。

2. 協力施設登録申出書の送付

「大分あったか・はーと駐車場利用証制度協力施設登録申出書」又は「電子申請」（県 HP）より、必要事項（連絡先、物品必要数など）をお知らせください。

【送付先】 〒870-8501 大分市大手町 3-1-1
大分県福祉保健企画課 地域福祉班
TEL：097-506-2591/FAX：097-506-1732
E-mail：oita-parking@pref.oita.lg.jp

